

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事 項 審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命学術院 数理物質科学研究群			
数学学位プログラム 物理学学位プログラム 化学学位プログラム 応用理工学学位プログラム 電子・物理工学サブプログラム 応用理工学学位プログラム 物性・分子工学サブプログラム 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	研究・教育・職務内容等を詳細に記述した履歴書(様式任意)	

博士前期課程 [個別審査]

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項	出 願 の 条 件	入 学 の 条 件
学術院 研究群		
理工情報生命学術院 数理物質科学研究群		
数学学位プログラム	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 大学2年次終了時において、総単位数60単位以上、専門科目である数学の科目を20単位以上取得していること。 (3) (2)を証明する学業成績書を提出すること。	(1) 総単位数90単位以上、専門科目である数学の科目を36単位以上取得していること。 (2) 上記(1)を証明する学業成績証明書を提出すること。
物理学学位プログラム	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 推薦状及び問い合わせに応じられる教員の許可を得て前もって学位プログラムに届け出ること。	(1) 通常の入学試験に合格すること。 (2) 出願年度3月における学業成績証明書を提出すること。
化学学位プログラム	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 担任又は学科主任等の推薦書を提出すること。	(1) 3年次修了時点で専門科目、実験、外国語(他大学生については、本学学科目に準ずる。)を含む科目について110単位以上取得していること。 (2) 出願年度3月における学業成績証明書を提出すること。
応用理工学学位プログラム 電子・物理工学サブプログラム	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 学長又は学部長(学群長)の証明印のある、学科主任、専攻主任(又は学類長)等が記載した所定の推薦書を提出すること。	(1) 3年次修了までに110単位以上取得していること。 (2) 3年次に修得した単位数のうちA(優)評価を得た科目の単位数が総取得単位数の80%以上であること。 (3) 出願年度3月における学業成績証明書を提出すること。
応用理工学学位プログラム 物性・分子工学サブプログラム	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 学長又は学部長(学群長)の証明印のある、学科主任、専攻主任(又は学類長)等が記載した所定の推薦書を提出すること。	(1) 3年次修了までに110単位以上取得していること。 (2) 3年次に修得した単位数のうちA(優)評価を得た科目の単位数が総取得単位数の80%以上であること。 (3) 出願年度3月における学業成績証明書を提出すること。
国際マテリアルズイノベーション 学位プログラム	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 学長又は学部長(学群長)の証明印のある、学科主任、専攻主任(又は学類長)等が記載した所定の推薦書を提出すること。	(1) 3年次修了までに110単位以上取得していること。 (2) 3年次に修得した単位数のうちA(優)評価を得た科目の単位数が総取得単位数の80%以上であること。 (3) 出願年度3月における学業成績証明書を提出すること。

博士前期課程 [飛び級]

注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。

② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部(学群)を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項		備 考
<p>学術院 研究群</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 学術院で定める提出書類 4. そ の 他 	
<p>理工情報生命学術院 数理物質科学研究群</p>		
<p>数学学位プログラム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総単位数90単位以上、専門科目である数学の単位を36単位以上取得していること。 2. (1) 講義、演習については15時間を1単位、実験、実習については15時間を0.5単位に換算する。 (2) 次の書類の提出を求め個別に審査する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 出身大学の指導教員の推薦書 b. 成績証明書等を提出できない理由を説明する書類 3. なし。 4. なし。 	
<p>物理学学位プログラム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について」に準じて認定する。 2. (1) 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学条件等について」に準じて認定する。 (2) 出身大学の指導教員の推薦書 3. 最終学校の成績証明書 4. 大学院入学資格の認定には、大学を卒業か、3年次生においては、通常の入試に合格するに十分な学力を有することが条件となっており、単位数の規定はない。 	
<p>化学学位プログラム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について」に準じて認定する。 2. (1) 講義、演習については15時間を1単位、実験、実習については15時間を0.5単位に換算する。 (2) 出身大学の指導教員の推薦書 3. なし。 4. 外国において、学校教育における16年の課程のうち、大学に3年以上在学し、本学の大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者については、本学位プログラムで別に定めた「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について」を適用する。 	

<p>応用理工学学位プログラム 電子・物理工学サブプログラム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の110単位に相当する単位数 2. (1) 個々の事情に応じ、電子・物理工学サブプログラムの審査委員会で検討する。 (2) 個々の事情に応じ、電子・物理工学サブプログラムの審査委員会で検討する。 3. なし。 4. 外国において、学校教育における16年の課程のうち、大学に3年以上在学し、本学の大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者については、本サブプログラムで別に定めた「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について」を適用する。 	
<p>応用理工学学位プログラム 物性・分子工学サブプログラム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の110単位に相当する単位数 2. (1) 個々の事情に応じ、物性・分子工学サブプログラムの審査委員会で検討する。 (2) 個々の事情に応じ、物性・分子工学サブプログラムの審査委員会で検討する。 3. なし。 4. 外国において、学校教育における16年の課程のうち、大学に3年以上在学し、本学の大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者については、本サブプログラムで別に定めた「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について」を適用する。 	
<p>国際マテリアルズイノベーション 学位プログラム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の110単位に相当する単位数 2. (1) 個々の事情に応じ、国際マテリアルズイノベーション学位プログラムの審査委員会で検討する。 (2) 個々の事情に応じ、国際マテリアルズイノベーション学位プログラムの審査委員会で検討する。 3. なし。 4. 外国において、学校教育における16年の課程のうち、大学に3年以上在学し、本学の大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者については、本学位プログラムで別に定めた「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について」を適用する。 	

博士前期課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者をその後に入学させる本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他大学院が必要と認める書類について

事 項 大学院 研究群	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命学術院 数理物質科学研究群			
数学学位プログラム 物理学学位プログラム 化学学位プログラム 応用理工学学位プログラム 電子・物理工学サブプログラム 応用理工学学位プログラム 物性・分子工学サブプログラム 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	研究・教育・職務内容等を詳細に記述した履歴書 (様式任意)	

博士前期課程 [他大学院飛び級入学]

大学院学則第14条第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他大学院が必要と認める書類について

事項 大学院 研究群	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命大学院 数理工学物質科学研究群			
数学学位プログラム 物理学学位プログラム 化学学位プログラム 応用理工学学位プログラム 電子・物理工学サブプログラム 応用理工学学位プログラム 物性・分子工学工学サブプログラム 応用理工学学位プログラム NIMS関係物質・材料工学サブプログラム 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	

博士後期課程 [文部科学大臣指定]

大学院学則第14条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項 審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命学術院 数理物質科学研究群			
数学学位プログラム 物理学学位プログラム 化学学位プログラム 応用理工学学位プログラム 電子・物理工学サブプログラム 応用理工学学位プログラム 物性・分子工学工学サブプログラム 応用理工学学位プログラム NIMS関係物質・材料工学サブプログラム 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同 等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	

博士後期課程〔個別審査〕